

日時：平成26年4月30日 14:00～

場所：市役所 本館5階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 人事異動等に伴う委員の変更等について

【会長：真鍋副市長】

規約に従いまして、当協議の進行をさせていただきます。まず、協議事項の(1)でございます。人事異動等に伴う委員の変更等について、事務局から提案をお願いいたします。

【事務局：飯尾】

「資料1」をご参照ください。西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿(案)につきましてご説明いたします。今年度の人事異動に伴いまして4名の方が新しく就任されております。

- ・愛媛県東予地方局建設部 建設企画課長 日野 様
- ・国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 副所長 黒木 様
- ・西条警察署 交通課長 吉岡 様
- ・西条西警察署 交通課長 越智 様

以上の方々です。皆様には、前任者から引き続きまして、当協議会の委員をお願いしたいと存じます。

続いて、アドバイザーとして新しく松山大学法学部准教授の甲斐朋香先生を追加させていただいております。甲斐先生は、まちづくりに関する専門的な取り組みをおこなっておられ、今後、公共交通を検討するうえでも、まちづくりとの関係・関連性は非常に重要視されるところでございます。まちづくりに関しましても専門的なアドバイスをいただくため、今回、アドバイザー就任へのご提案をさせていただいております。

事務局からは以上です。

【会長：真鍋副市長】

ただ今事務局から提案がございました。何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

無いようでしたら、委員の変更等につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(各委員承諾)

ご異議がないようでございますので、委員の変更等を決定とさせていただきます。新たに委員にご就任された方々にはよろしくお願いをいたします。

それでは、議題の(2)平成26年度収支予算(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：飯尾】

「資料2」をご参照ください。平成26年度西条市地域公共交通活性化協議会 収支予算書（案）につきましてご説明いたします。

歳入の部を説明いたします。

（歳入の部 説明）

本年度歳入予算額は、8,649,000円となっております。

続きまして、歳出の部を説明いたします。

（歳出の部 説明）

本年度歳出予算額は、8,649,000円となっております。

事務局からの説明は以上となります。

【会長：真鍋副市長】

ただ今、予算案の提案がございましたけれども、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。何でも結構です。

（質疑、意見なし）

ご質問、ご意見がないようでしたら、平成26年度収支予算（案）についてご承認いただけますでしょうか。

（各委員承諾）

異議なしということでございますので、平成26年度収支予算を決定とさせていただきます。

それでは次に、議題の（3）西条市地域公共交通総合連携計画策定業務（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：飯尾】

それではご説明をさせていただきます。資料3から6につきましては関連性がございますので、ひととおりご説明をさせていただきます。それでは、「資料3」をご参照ください。

西条市地域公共交通総合連携計画策定業務委託プロポーザル実施要領（案）につきまして、プロポーザル方式とは、業務の委託先であります業者を選定する際に、複数の業者から今回の業務に対する企画を提出していただき、その中から優れた提案を行った業者を選定する方法のことでございます。業務委託先を決める際には、業務遂行などに要する価格の安い方を提示した業者を選定する「競争入札方式」が用いられることが多くありますが、今回のような専門性を要する調査業務などの場合、単に価格の安さだけで業者を選定したのでは、期待した結果が得られない場合も生じてしまいます。そのため、今回は、公募型のプロポーザル方式により、当計画を策定する目的に合致した企画を業者に提案いただき、その中から企画・提案能力のある業者を選定していきたいと考えております。

続きまして、「資料4」をご参照ください。

西条市地域公共交通総合連携計画策定業務委託仕様書（案）についてご説明いたします。

当仕様書におきまして、総合連携計画策定業務についての必要な事項を示しておりますが、その目的は、市民の日常生活に不可欠な公共交通を維持・確保し、また新たな交流人口の創出に向けて、主要観光地への公共交通機関の利便性向上を図るため、既存の公共交通機関の活性化を図

りつつ、地域のニーズや特性を反映した持続可能な公共交通体系の構築を目指し、公共交通利用者等の実態調査、住民等へのアンケート調査を実施し、当市の公共交通のあり方についての基本となる指針や目標を定めることとさせていただきます。

業務の内容につきましては、当市の現状把握や課題の抽出、市民等の移動実態調査、主要施策の抽出、整理等を行うことを基本とし、次年度以降には対象エリアを選定しての実証運行を行っていくことを想定した計画を策定するように仕様書によりまして方向付けをさせていただいております。実態の把握や調査方法等の進め方につきましては、プロポーザル参加業者の個々の提案により決定していくものとさせていただきます。

また、既存資料の整理分析としましては、お手元にお配りしております冊子をご覧ください。昨年度に緊急雇用創出事業において「山間部住民の移動に関するヒアリング調査」「路線バス乗降客調査」を実施しておりますので、この調査で得た情報を基に整理分析を行っていくこととなります。

委託仕様書（案）に関する説明は以上となっております。

続きまして、「資料5」をご参照ください。

西条市地域公共交通総合連携計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱（案）につきましてご説明いたします。選定委員会につきましては、委託する調査業務に係るプロポーザル応募者の提案について審査を行い、優秀な提案を選定するために設置が必要となっておりますので、要綱（案）を示させていただきます。

選定委員の（案）につきましては、協議会の会長、副会長を、それぞれ選定委員会の委員長、副委員長に、市内を運行するバス事業者として「瀬戸内運輸株式会社 門田様」、同じく「せとうち周桑バス株式会社 越智様」、公共交通に関する事業を行っていくうえで専門的な知識や指導が必要となつてまいりますので、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局 久保田様と谷口様、当事務局を所管する市民安全部長の合計7人で組織いただきたいと思います。

委託事業者選定委員会設置要綱（案）に関する説明は以上となります。

続きまして、「資料6」をご参照ください。

委託業者選定スケジュール（案）につきましてご説明いたします。本日の協議会で、総合連携計画策定業務に関する内容が承認されましたら、当スケジュールによりまして委託業者の選定を行っていきたいと考えております。このスケジュールの中で、プロポーザル参加業者に対するプレゼンテーションの実施日程等につきましては、事務等の進行状況によりまして前後することもあろうかと思われませんが、参加表明書が提出されてから約1か月後には、委託業者が決定するといった流れとなっております。業務の施行期間につきましては、委託業者との契約の日から平成27年3月15日までを予定しております。

委託業者選定スケジュール（案）に関する説明は以上となり、「資料3」から「資料6」までの連携計画策定業務（案）に関する一連の説明についても以上となります。

【会長：真鍋副市長】

ただ今、連携計画策定業務に関する4件の説明がございました。これらについて、何かご質問、

あるいはご意見はございますか。

【委員：愛媛県バス協会】

「ヒアリング調査」が出ていますが、業者が決まった後、もう一回、何かヒアリングというか調査を行うのでしょうか。

【会長：真鍋副市長】

事務局、どうでしょうか。

【事務局：飯尾】

ご説明いたします。お手元の冊子、昨年度、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、ヒアリング調査等を実施させていただいております。山間部の住民の方についてはヒアリング調査をさせていただいておりますので、もう一度実施するというのは考えてはおりません。しかし、委託業者との調整の中で調査内容の不足等による実施の必要性が生じた場合は、再調査を行うこともあると考えております。

【会長：真鍋副市長】

他に何かございませんでしょうか。

【事務局：飯尾】

こちらの冊子の内容を簡単にご説明させていただきます。お手元にごございます冊子、「山間部住民の移動に関するヒアリング調査」をお開きいただきたいと思います。この調査は、こちらにも記載いたしてありますとおり、平成25年度緊急雇用創出事業によりまして調査員2名を雇用し、山間部に住む市民を対象に、移動に関するアンケートを実施しております。また、ヒアリング調査等も行っておりまして、その結果につきましては地域ごとにまとめさせていただいております。しかし、まだ細かく分析するということまでは至っておりませんので、委託業者が決定した後には情報の分析を行い、既存資料の活用を図っていきたいと考えております。また、瀬戸内運輸、せとうち周桑バスにもご協力いただきまして、市内の全路線のバスで乗降客調査も実施しております。この情報をもとに、必要に応じたアンケート調査を実施しながら連携計画の策定を進めていきたいと考えております。以上でございます。

【会長：真鍋副市長】

それでは、先ほどの説明も含めまして、何かございましたらご意見をお願いいたします。

【委員：西条市医師会】

この資料の見方ですが、山間地域での公的な医療機関が大保木診療所、それから中川診療所の二箇所がございます。この資料でいきますと大保木は分かりましたが、中川はどこを見ればいいのか。

【委員：市民安全部 越智部長】

山間部へのヒアリング調査ということで実施しておりますので、中川地区ということではありません。ここで言う楠窪・鞍瀬・明河・千原・臼坂といった地区が、中川診療所へ通院される方の対象地域になるのかなど。中川地区を全般にヒアリングに行くのは時間も限られた中でのことでありまして、ここに書かれてある山間部の地域をまわらせていただいたということがございます。

【会長：真鍋副市長】

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。それでは、このプロポーザル実施要領及び仕様書、選定委員会設置要綱、委託業者選定スケジュールにつきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(各委員承諾)

ご異議がございませんようですので、これらにつきましては決定とさせていただきます。

選定委員の皆様方におかれましては、約1か月先には委託業者を決定する運びとなりますので、その間、色々ご協力いただくことと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

それでは次に、(4)西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正(案)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：飯尾】

それでは、「資料7」をご参照ください。

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正(案)につきましてご説明いたします。今回、示させていただいております規約の一部改正(案)は、第3条の「所掌事項内」の第2項といたしまして、

『前項の連携計画は、法律等の改正が生じた場合は、新法等の適用を受けた計画とする。』を加えることにしております。資料を1ページめくっていただきまして、黒く網掛けをさせていただいているところでございます。

これは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案におきまして、市町村が作成することができる「地域公共交通総合連携計画」、今年度、当協議会が策定する予定の計画がまさにこれでありますが、この計画につきましては持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための「地域公共交通網形成計画」に改正する。と、平成26年2月12日に閣議決定をされております。これに伴いまして、今後、国会においてこの法律案が可決された場合を考慮し、協議会の規約を一部改正することによって国の方針に適した計画となるよう、規約の改正(案)を示させていただいております。

協議会規約の一部改正(案)に関する説明は以上となります。

【会長：真鍋副市長】

この法律の改正が予定されているようでございまして、改正された場合におきましても今回作成されます計画が有効であるようにということで規約を改めたいということでございます。これについて、ご質問ございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

それでは、協議会規約の一部改正につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(各委員承諾)

異議がないようでございますので、協議会規約の一部改正については、決定とさせていただきます。

以上